

経営支援ニュースレター

Tokyo
Metropolitan
Consulting
Group

※※御社の経営に役立つ情報を、毎月わかりやすくまとめてお伝えします※※

＜今月の主な内容＞

- 会社法で、より厳しくなる「決算公告」。どう対応するか？
- 決算公告を利用して、会社を成長発展させよう！
- NPO電子決算公告推進協議会の紹介
- 本紹介「御社の営業がダメな理由」
- 付録：役員報酬税務上注意点、定款モデル(吹き出し解説付)他

東京メトロポリタン税理士法人

TMコンサルティング(株)／(株)クイック經理

代表／税理士 北岡 修一

決算公告は、会社を成長発展させるために行なおう！

お元気様です。税理士の北岡修一です。

いよいよ5月1日から会社法が施行されていますね。あまり実感が無い方もいらっしゃるかも知れませんが、新聞やネットなどでは連日、会社法による企業の対応などが載っています。

私も、先週は5/16、17、18、19と4日間に渡り、会社法や会計に関するセミナーを行ないました。いずれも皆様、新しい会社法に関する知識意欲が旺盛で、様々な質問をお受けしました。私どももまだわからないことが多かったので、それを調べることで、却ってこちらが勉強になったくらいです。

それをもとに、来月は、「**会社法・超活用法**」**セミナー**をやろうと思います。会社法を使って、どのように自社の経営や、その成長・発展に役立てていくのか、それをいろいろなケースで考え、皆様にお伝えしたいと思っております。

開催につきましては、別紙セミナーの案内を添付しておりますので、ご参照の上、是非、お申し込みいただければ幸いです。

また、定款のモデルも前回添付しましたが、より詳細な解説を加えたものを作成しましたので、再度添付させていただきます。

ということで、今月も張り切っていきましょう！

■決算公告にはどう対応するか？

やはり、今月は会社法がらみ、そして税制改正がらみ(税制改正は別紙で)で重要なことがありますので、その点を中心にお伝えしていきます。

会社法施行で注目されていることの1つが「**決算公告**」です。といっても、これは新たに会社法でできた制度ではなく、昔からある制度です。

すなわち、株式会社は、決算が終われば「決算報告書」を、官報、日刊新聞、HP、あるいは電子公告のいずれかによって、公告・開示しなくてはならない、ということです。これに違反した場合は、100万円以下の過料に処するという罰則まであるのです。

しかし、現実にはほとんどの中小企業で、この決算公告は行なわれておりません。100万円以下の過料についても、課せられたという話は聞いたことがありません。いわば、「ザル法」であり、暗黙の内にしなくてもよい、ということになっていたのですね。

新会社法でもこの規定は引き継がれており、その扱いは厳しくなる、と言われております。どのように厳しくなるのかは、これからいろいろ出てくると思います。既に、**合併・会社分割・減資の登記を行なう場合には、「決算公告」をしていないと、これらの登記を行なうことが、できないようになってい**

ます。その他にも入札や取引の条件になるかも知れません。

いずれにしても、法律で決まっている以上、コンプライアンス重視の観点から、将来的には、公告をせざるを得ない状況になってくると思います。

であるならば、**株式会社であれば、覚悟を決めて公告をする**ようにしては、いかがでしょうか...？どうしても嫌ならば、新しくできた合同会社(LLC)に組織変更してしまうという手もあります。

■決算公告を前向きに考える

せっかく決算公告をやるのであれば、嫌々ということではなく、前向きに考えたいですね。

そもそも会社の目的は何でしょうか？

会社によって様々な目的はあると思いますが、共通していることは、継続していくことであり、成長・発展していくことです。

この目的のために、決算公告は、合致するのでしょうか？ 決算公告は、決算数値を社内外にオープンにすることです。少なくとも社内に対しては、決算書をオープンにしても何らの弊害もなく、むしろ、社員に対して安心感、責任感、やる気を持ってもらうことにつながると思います。会社を成長・発展させていくのであれば、社内に数字を公開するのは、必須のことです。

その点、社外に対しては、抵抗のある方が多いかと思えます。数字をオープンにしたデメリットの方が先に頭に浮かんでしまうからです。なぜ、公開したくないのか考えてみると、「儲け過ぎと思われる。」「内容が良くないので信用を失ってしまう、恥ずかしい。」という理由が多いかと思えます。

最初の「儲け過ぎ」とと思われることは、そんなに問

題なのでしょうか？儲け過ぎだと値切られるのではないかと、よく言われます。でも、そこは堂々と渡り合っていて欲しいと思います。きちんとした仕事をして、得意先に喜んでもらっている限り、利益が出ているのはこちらの経営努力の結果ですから、大手を振って構わないでしょう。何も心配をする必要はなく、財務内容が良いことが、今後の信頼性を高めることにつながっていくのですから、いいことばかりです。

財務内容が悪い、後者の理由の方が問題です。

この場合は、公告すると信頼を失ってしまうかも知れません。でも、これは公告が問題なのではなく、財務内容が悪いことが問題なのです。ですから、財務内容の改善にまずは取り組むことです。今まで公告して来なかったのですから、多少の猶予期間をもらって、財務内容が改善されてから公告する、というのでも良いのではないかと... 思います。

それにしても、数字を公開しよう、公告しよう、ということで財務内容が良くなる、良くするのであれば、これは公告の副次的メリット、とも言えるでしょうね。

■公告方法、電子公告とは？

公告をするのは、中小企業の場合、貸借対照表だけです。損益計算書は公告しません。ですから、財務内容が悪いといっても、資本金+若干でも繰越利益があれば、公告してもそれ程悪いようには見えません。

また、官報に掲載した場合は、貸借対照表の要旨のみ(流動資産、固定資産など大くりの数字だけを公開する)で構いません。しかも、出るのは官報に1日のみ。官報を見ている会社などほとんどないでしょうから、財務内容が悪いうちは、官報に公告を出しておく、なんて方法も考えられますね。

ただし、私としては官報ではなく、**積極的に決算公告を“利用”することをお奨めします。**

この場合には、ホームページ(HP)または、電子公告を利用します。これらに公告するときは、貸借対照表を省略することはできず、すべての科目を載せます。現金預金、売掛金、商品・・・などがそのまま表示されるわけですね。紙面とは違ってスペースの限りはないからです。さらに、5年間掲載しておく必要があります。

電子公告は、帝国データバンクやTKCなどが公告サイトを作って、貸借対照表等を掲載しています。帝国データバンクの決算公告サービスは次の場所。
<http://www.tdb.co.jp/kessan/>

良かったら覗いてみてください。誰でも見られるようになっていました。(そうでないと公告でないですね)

会社名や住所などで検索できるようになっていたり、掲載企業が五十音順でリストになっていたりします。ある会社の決算公告を覗いて見ましたが、決算書そのものがPDF形式で保管されていました。貸借対照表だけでいいのに、損益計算書や利益処分まであったりして。また、会社の紹介のページにはPR文書も書けるようになっていました。さらに帝国データバンクですから、企業情報も見られるようになっていました。もともと、こちらは有料ですが。

何か非常にあっけらかんとして、会社の情報を公開しています。決算公告の悲壮感などは、ありません。会社のPRから住所、電話、代表者など、何か会社のPRページの様です。この会社に仕事を頼もうとして、このサイトを見ても不思議ではないですね。これに決算書までついているわけですから、会社の信頼度も判断して仕事を頼めるのですから、**決算書が強力な営業ツールになる**ってことですね！私が、決算公告を利用しましょう、というのは、こういうことです。では、どのサイトでやるのがよいか？

■NPO電子決算公告推進協議会

そこでお奨めなのが、NPO電子決算公告推進業
議会(DKS)の電子公告です。

DKSは、慶応大学の教授で、内閣府特命顧問も勤めておられる島田晴雄氏が理事長となり、会計人が集まって作っている協議会です。私もこのDKSの正会員になっています。DKSは、決算公告の意義を世に広め、特に電子決算公告を推進していこうという、会計人の団体です。会社法の新設、それにかからむ会計基準の制定など、時代は中小企業にも透明性、公明性を求めています。DKSは、会計人自らその推進の役割を担っていこう、というNPO法人なのです。

このDKSでも、電子公告サイトを準備中です。

DKSでは、決算公告を義務ではなく、積極的に活用しようと考えています。せっかく公開するのですから、誰にも見つけられないところに公開しても、本来の意味がありません。様々な会社の決算公告の集積サイトとして、**10万社以上の公告のポータルサイト**にしようという目標があります。

そして、**決算公告をすることによってメリットが得られるような仕組み**を考えております。

帝国データバンクであった会社PRはもちろん、経営理念や企業の方針、中期経営計画なども載せられるようにしていきます。決算公告を見にきた方に、各会社のことを正しく理解してもらい、そして信頼度を高め、安心して取引をしてもらえるような、そんな情報が載っているサイトにしていきます。もちろん、PRだけではなく、そこに載せても恥ずかしくない、財務内容にしていくべく、バックアップなどもこのDKSではやっっていこうと考えているのです。

もう、こうなると決算公告するしない、以上の価値があると思いませんか？

電子公告を考えている方は、是非、お問合せください。近日中にサイトオープンすることになると思います。

■会計参与は「上場しない良い会社を作る」制度

先月も会計参与の話をしました。先週の会社法セミナーにあたって、会計参与のことを再度考えてみたのですが、冒頭のとおり、会計参与とは「上場しない良い会社を作る制度」ではないかと思うにいたりました。会計参与と先ほどの、電子公告を合わせるのです。

会計参与は、先月も書いたとおり、**税理士・会計士が資格をかけて中小企業の正しい決算書を作り保証するものです**。会計参与がついている会社は、銀行・取引先から絶大なる信用を得ることになるでしょう。併せて電子公告もすれば、新規の取引先、お客様などにも上場企業並みの信頼を得てもらうことが可能になってきます。

そこで、今後、無理して上場する必要はないのではないかと私は思います。上場する目的は、資金調達がメインですから、会計参与がついていれば銀行融資はかなり優遇されますし、社債や増資なども行ないやすくなってきます。会社の信用があがれば、採用などにも有利に働いてくるはずです。

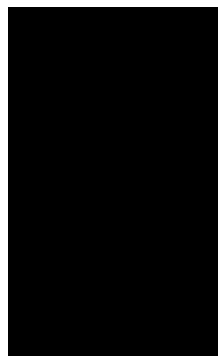
何よりも上場のデメリットが、少なくなります。上場しようとするとう経営者はがんじがらめになります。インサイダーの心配が絶えずあり、株価の恐怖(変動に一喜一憂)もあります。何かあればすぐにIR(情報公開)が必要です。計画を発表し、実績見込みが違ってくれば、修正も発表しなければなりません。さらに、監査を含めた事務コストは、膨大になりますね。

ですから、資金調達がメインであれば、上場せずに会計参与を付けた方が、余程会社・社長にとっては自由な経営ができると思うのです。創業社長の良さをいつまでも持ち続けて欲しいですからね。

そういう意味で会計参与は、これからの新しい会社のスタイルを作っていく可能性があると考えています。そのような会計参与に、私どもは積極的に取り組んでいきたいと思っています。

■御社の営業がダメな理由

私が入っている異業種交流会二木会の仲間がこの本を出しました。最後でスペースがすくないのですが、紹介させていただきます。



「御社の営業がダメな理由」

著者：藤本 篤志

出版社：新潮社 新潮新書

価格：680円＋税

初版：2006年5月20日

藤本さんはUSENで、若くから営業担当取締役をやっており、かなりやり手ビジネスマンです。今は独立して自分の会社をもっています。本の内容は、一言でいえば、今までの営業の常識を打ち破った本、営業力の誤解を解く本です。あとは読んでのお楽しみ。では、最後までお読みいただき、ありがとうございます。

●ご意見、ご感想、ご質問は、下記まで。

東京メトロポリタン税理士法人 <http://www.tm-tax.com>

株式会社クイック経理 <http://www.quick-a.co.jp>

発行人：代表/税理士 北岡修一 kitaoka@tmcg.co.jp

〒163-1304 新宿アイランドタワー4F 私書箱1653

TEL: 03-3345-8991 FAX: 03-3345-8992